

徳島県告示第百三十号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程の一部改正)

第一条 基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程(昭和三十年徳島県告示第五百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「本庁」を「徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)第一条第七号に規定する」に改める。

(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号の一部改正)

第二条 昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

表中	本庁に勤務する建築主事	を	課室(徳島県行政組織規則(昭徳島県規則第十五号)第五条第六条第二項に規定する課並第七条に規定する課内室をいにおいて同じ。)に勤務する建
	本庁に勤務する建築主事		課室に勤務する建築主事

和四十二年
第二項及び
びに同規則
う。次項に
築主事

に改める。

(徳島県貸金業者登録簿閲覧規程の一部改正)

第三条 徳島県貸金業者登録簿閲覧規程(昭和五十八年徳島県告示第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「商工労働観光部企業支援課」を「商工労働観光部商工政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。